

第70期 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

開催
場所

京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内）
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

- ・株主総会当日の様子は、インターネットによりライブ配信いたします。詳しいご案内は、10ページをご参照ください。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。

京セラ株式会社

証券コード 6971



本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/6971/>



京セラの経営哲学

社 是

敬天愛人

〈 敬 天 愛 人 〉

常に公明正大 謙虚な心で 仕事にあたり
天を敬い 人を愛し 仕事を愛し 会社を愛し 国を愛する心

経 営 理 念

全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、
人類、社会の進歩発展に貢献すること。

経 営 思 想

社会との共生。世界との共生。自然との共生。
共に生きる（LIVING TOGETHER）ことをすべての
企業活動の基本に置き、豊かな調和をめざす。

心をベースに経営する

京セラは、資金も信用も実績もない小さな町工場から出発しました。頼れるものは、なけなしの技術と信じあえる仲間だけでした。会社の発展のために一人ひとりが精一杯努力する、経営者も命をかけてみんなの信頼にこたえる、働く仲間のそのような心信じ、私利私欲のためではない、社員みんなが本当にこの会社で働いてよかったと思う、すばらしい会社でありたいと考えてやってきたのが京セラの経営です。

人の心はうつろいやすく変わりやすいものといわれますが、また同時にこれほど強固なものもないのです。その強い心のつながりをベースにしてきた経営、ここに京セラの原点があります。



創業者 稻盛 和夫

目 次

京セラの経営哲学
ごあいさつ 1
企業価値向上に向けた取り組み 2

第70期定時株主総会招集ご通知

招集ご通知
招集ご通知 6
議決権行使についてのご案内 8
インターネットによるライブ配信について 10
事前のご質問受付について 11

株主総会参考書類
第1号議案 剰余金の処分の件 12
第2号議案 取締役1名選任の件 13
第3号議案 監査役3名選任の件 16
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 19

事業報告
1. 企業集団の現況に関する事項 21
2. 会社の株式に関する事項 26
3. 会社役員に関する事項 27
4. 会計監査人の状況 34

連結計算書類
連結財政状態計算書 35
連結損益計算書 36

監査報告書
連結計算書類に係る
会計監査人の監査報告書（謄本） 37
会計監査人の監査報告書（謄本） 40
監査役会の監査報告書（謄本） 43

株主メモ 45

ごあいさつ



代表取締役会長

山口 悟郎

代表取締役社長

谷本 秀夫

平素は京セラグループに対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、このたびの令和6年能登半島地震による災害でお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

当社第70期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ごあいさつ申し上げます。

第70期（当期）は、当社主要製品の需要低迷の影響等により、第69期（前期）に比べ減収減益となりました。当社を取り巻く環境は厳しい状況となりましたが、中期経営計画の初年度として、事業の選択と集中及び積極的な投資を進めるとともに、人事戦略や資本戦略の推進、並びにコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。また、当社株式の流動性向上及び投資家層の更なる拡大を目的とした株式分割の実施や継続保有株主様向け優待制度の新設等、株主の皆様に向けた施策も積極的に推進しました。

当期の期末配当金は、1株当たり25円を予定しており、既にお支払いしました中間配当金と合わせた年間配当金は、株式分割後の基準で前期と同額の1株当たり50円となります。加えて当期は、株主還元の一環並びに機動的な資本戦略への準備を目的に、総額500億円（677万株）の自己株式を取得しました。

第71期（次期）の後半以降には半導体関連や情報通信関連市場の市況回復が見込まれており、当社主要製品の需要拡大を予想しています。当社はこの事業機会を着実に捉え、中期経営計画の達成に向けて更なる事業の成長と経営基盤の強化を図ってまいります。

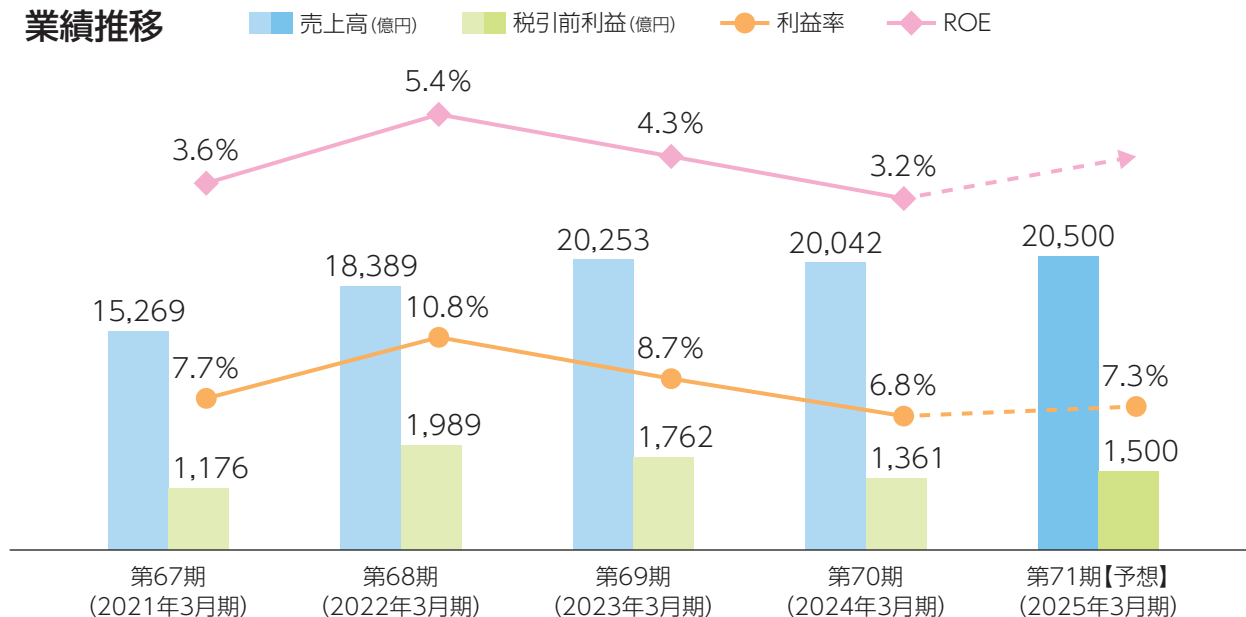
株主の皆様におかれましては、京セラグループに対して引き続き一層のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

企業価値向上に向けた取り組み

1. 第71期（次期）の業績予想

当社の主要市場である半導体関連や情報通信関連市場においては、在庫調整の継続が予想されるものの、次期後半以降には需要回復を見込んでおり、当社の業績も第70期（当期）に比べ増収増益を予想しています。注力事業への投資を継続し、持続的成長に向けた取り組みを進めます。

業績推移



事業セグメント別の見通し

コアコンポーネント：次期後半以降に半導体パッケージ等の受注回復

電子部品：コンデンサ等の受注回復及びKAVX※の収益性改善

ソリューション：新製品投入によるドキュメントソリューション事業等の更なる売上拡大

※ KYOCERA AVX Components Corporation

2. 設備投資・研究開発活動

当社は、人工知能（AI）関連等の需要の増加により、次期後半以降、半導体関連市場の本格的な市況回復を予測しており、当社の主力事業である半導体製造装置用ファインセラミック部品や半導体パッケージ、電子部品等の大幅な需要増加に向けて積極的な設備投資を進めています。

また、研究開発においては、各事業部門の連携強化と、次世代を担う技術者の育成を図るため、当社の生産技術開発機能を結集させた「野洲開発センター」を2025年2月に竣工する予定です。国内にある4つの研究開発拠点の緊密な連携により、当社グループのもののづくりの競争力強化を図ります。

〈主な設備投資〉



生産品目：セラミックコンデンサ、
 tantalumコンデンサ



生産品目：有機パッケージ



生産品目：セラミックパッケージ



生産品目：半導体製造装置用
ファインセラミック部品、
セラミックパッケージ、
有機パッケージ

〈研究開発体制の強化〉



きりしまR&Dセンター



けいはんなリサーチセンター



みなとみらいリサーチセンター



野洲開発センター (2025年2月竣工予定)

京セラ初

コーポレート・ベンチャー・キャピタル（CVC）を設立

主に日本とアジアのスタートアップ企業に投資を行うCVC「京セラベンチャーズ・イノベーションファンド1号」を組成し、市場の変化を先取りしたオープンイノベーションを一層加速させていきます。

設立日：2024年4月1日

ファンド規模：4千万米ドル規模

投資領域：環境・エネルギー、情報通信、医療・ヘルスケア、モビリティ、材料技術、
AI含むソフトウェア、航空・宇宙・防衛、半導体、核融合

3. コーポレート・ガバナンスの強化

取締役会の監督機能の強化及び構成の更なる多様化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、女性の企業経営経験者を新任の候補者としてしました。

社外取締役候補者
(独立役員)

須永 順子氏

(クアルコムジャパン合同会社 アドバイザリーチェアマン※)

※2024年6月4日付で退任予定

監査役3名の改選にあたり、公認会計士と弁護士を新任の社外監査役候補者としてしました。そのうち1名は、初めての女性候補者となります。

社外監査役候補者
(独立役員)

木田 稔氏

(公認会計士)

社外監査役候補者
(独立役員)

小原 路絵氏

(弁護士)

社外取締役比率

現在 33% → 本株主総会后 **40%**

社内取締役 6名
社外取締役 4名



女性取締役比率

現在 11% → 本株主総会后 **20%**

男性取締役 8名
女性取締役 2名



女性監査役比率

現在 0% → 本株主総会后 **25%**

男性監査役 3名
女性監査役 1名



注) 本株主総会の第2号議案及び第3号議案（13～18ページご参照）が承認可決された場合

4. 高水準の株主還元

当期の配当金は、前期の配当金（2024年1月1日付の株式分割考慮後）と同額となる1株当たり50円を予定しており、配当性向は69.9%となる予定です。また、当期は約500億円の自己株式を取得しました。今後も、高水準の株主還元に努めます。

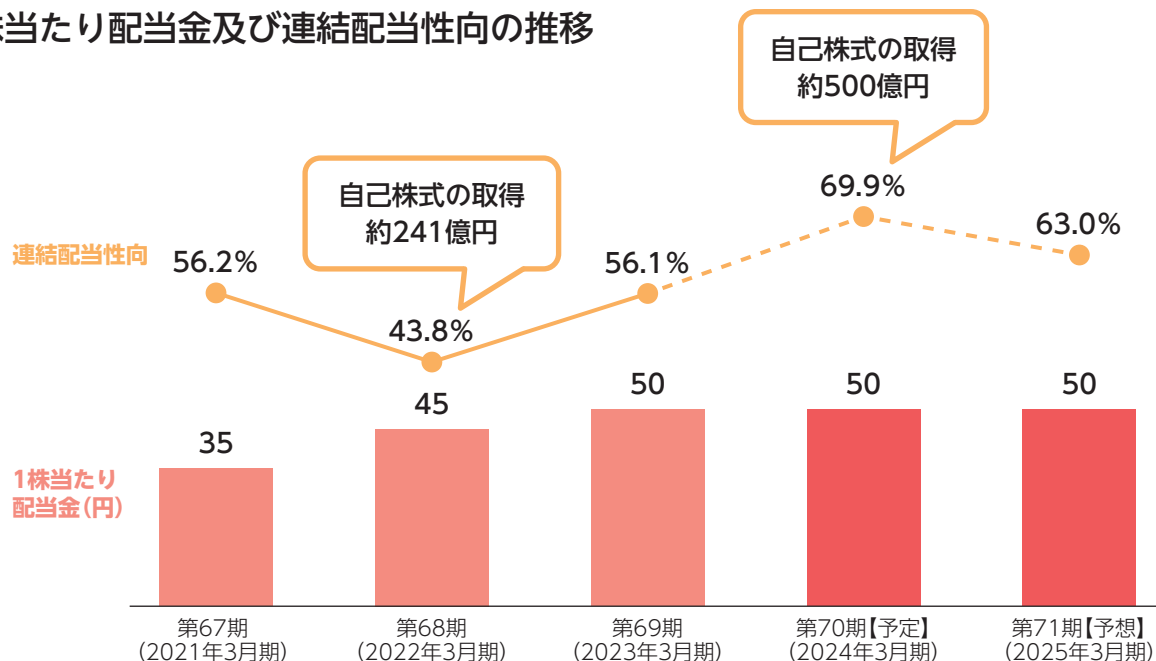
利益配分に関する
基本方針

配当性向50%程度

+

自己株式の取得を
適宜実施

1株当たり配当金及び連結配当性向の推移



注) 2024年1月1日付で1株を4株に分割する株式分割を実施しました。これに伴い、それ以前の配当についても株式分割後の基準で表示しています。

(注) 将来の見通しに関するリスク情報
本招集ご通知に含まれる将来の見通しに関する記述は、現時点で入手できる情報に鑑みて、当社が予想を行い、所信を表明したものであり、既知及び未知のリスク、不確実な要因及びその他の要因を含んでいます。これらのリスク、不確実な要因及びその他の要因により、当社の実際の業績、事業活動、展開又は財政状態は、将来の見通しに明示又は黙示される将来の業績、事業活動、展開又は財政状態と大きく異なる場合があります。当社は本招集ご通知に含まれている将来の見通しについて、その内容を更新し公表する責任を負いません。

株 主 各 位

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載していますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.kyocera.co.jp/ir/s_info/meeting.html



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※ 東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「京セラ」または「コード」に「6971」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6971/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

日 時	2024年6月25日（火曜日） 午前10時（午前9時受付開始）				
場 所	京都市下京区烏丸通塩小路下ル（京都駅ビル内） ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」 ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。				
目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第70期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第70期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第70期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第70期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
報告事項	1. 第70期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第70期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件				

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日の議事進行は日本語で行います。また、当社では通訳を用意していませんので、ご了承ください。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しています。
 - ・事業報告の「財産及び損益の状況の推移」「主要拠点」「従業員の状況」「主要な借入先」及び「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト、東京証券取引所ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 決議結果につきましては、決議通知の送付は行わず、上記の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会へのご出席によるほか、インターネット等または書面により議決権を行使することができます。



インターネット等による議決権行使

9 ページの案内に従って、**議決権行使サイト**
<https://evote.tr.mufig.jp/>にアクセスし、議案
に対する賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を
ご利用いただけます。

**行使
期限**

2024年 6 月24日(月曜日)
午後 5 時30分入力分まで

※ 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り
扱いを休止いたします。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否を表示の
うえ、ご返送ください。

こちらに、
各議案の賛否を
ご記入ください。

**行使
期限**

2024年 6 月24日(月曜日)
午後 5 時30分到着分まで

議 決 権 行 使 書

議 案	議案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
第4号	賛	否

年 月 日

基準日現在のご所有株式数 ○○○○○○ 株
議決権の数 ○○○○○○ 股

○ _____
○ _____
○ _____
○ _____
○ _____

ログイン用QRコード

見本

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード
XXXXXXXX

※[QRコード]は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

【議決権を複数回行使された場合のお取り扱い】

- インターネット等と書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いさせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いさせていただきます。

【議決権行使書に賛否の表示がない場合のお取り扱い】

- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

QRコードを読み取る方法

- 1 同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。

議決権行使書

議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。

議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。

議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

三菱UFJ信託 議決権行使サイト

検索

- 1 議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」を選択

議決権行使書

議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」を選択

議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」を選択

議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」を選択

ログイン ID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
株主番号
仮パスワード
XXXXXX

ログインID、パスワードをご入力ください。「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード または仮パスワード (半角)

ログイン

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力ください。「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027

(通話料無料)

受付時間

午前9時から午後9時まで

インターネットによるライブ配信について

本株主総会の模様を会場以外でもご覧いただけるよう株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

ご視聴方法

- ① 以下のURLまたは右のQRコードからライブ配信視聴サイトにアクセスしてください。

<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/> ※ Internet Explorerはご利用いただけません。

QRコード



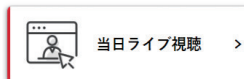
また、当社HPからもアクセスいただけます。

当社HP ▶ 投資家情報 ▶ 株式情報 ▶ 株主総会・報告書 ▶ 第70期定時株主総会 ライブ配信視聴サイト

- ② 議決権行使書用紙の副票（右側）に記載されている議決権行使サイト用の「ログインID」（15桁の英数字）と「仮パスワード」（6桁の数字）を入力し、「ログイン」を選択してください。

※ 議決権行使サイトで設定された「新しいパスワード」は、ライブ配信視聴サイトには引き継がれません。

- ③ 「当日ライブ視聴」を選択してください。



配信日時 2024年6月25日（火曜日）午前10時から（午前9時30分頃よりアクセスいただけます）

お問い合わせ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-676-808（通話料無料）

（平日 午前9時から午後5時まで、ただし株主総会当日は午前9時から株主総会終了まで）

ライブ配信に関する注意事項

- ご使用の端末やインターネットの通信環境により、映像や音声に不具合が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 本ライブ配信は視聴用であり、当日の決議にはご参加いただけません。事前に議決権行使をお済ませください。
また、ご質問や動議を承ることはできませんので、ご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録音、録画及びSNS等での公開はご遠慮ください。
- ログインID及びパスワードを当社の株主様以外の方へ提供することは固くお断りします。
- ご出席株主様の容姿は映さないように配慮しますが、やむを得ず映り込んでしまう場合があります。あらかじめご了承ください。

事前のご質問受付について

本株主総会の報告事項及び決議事項に関する株主様からのご質問をお受けしています。
多くの株主様の関心が高いと思われるご質問については、株主総会当日にご回答する予定です。
なお、全てのご質問に対してご回答をお約束するものではありません。また、ご回答には至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、ご了承ください。

ご質問方法

以下のURLまたは右のQRコードから事前質問受付フォームにアクセスいただき、
必要事項をご入力ください。

<https://contact.kyocera.co.jp/inquiry/ja/kabunushisoukai/input.html>

また、当社HPからもアクセスいただけます。

当社HP ▶ 投資家情報 ▶ 株式情報 ▶ 株主総会・報告書 ▶ 第70期定時株主総会 事前質問受付フォーム

QRコード



受付期間

2024年6月18日（火曜日）午後5時30分入力分まで

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来にわたり連結業績の向上を図ることが企業価値を高め、株主の皆様のご期待に応えることになると考えています。

従って、配当につきましては、連結業績の「親会社の所有者に帰属する当期利益」の範囲を目安とすることを原則とし、連結配当性向を50%程度の水準で維持する配当方針としています。併せて、中長期の企業成長を図るために必要な投資額等を考慮し、総合的な判断により配当金額をご提案することとしています。

第70期の期末配当につきましては、通期の業績及び上記配当方針を踏まえ、普通配当を第69期の期末配当（2024年1月1日付実施の株式分割考慮後）と同額となる1株当たり25円といたしたく存じます。

これにより、年間の配当金は中間配当25円（同株式分割考慮後）と合わせて50円となります。これは第69期における通期配当金50円（同株式分割考慮後）と同額となります。

また、財務状況、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、別途積立金を積み立ていたしたく存じます。

つきましては、剰余金の処分を次のとおりといたしたいと存じます。

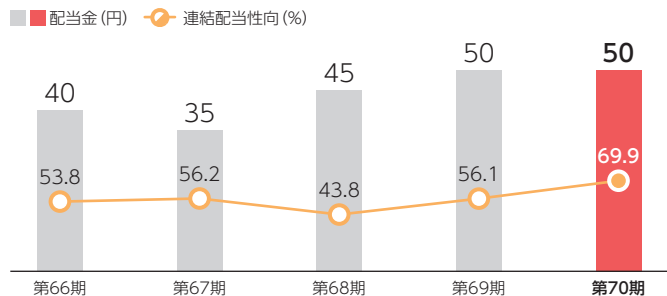
1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金25円
総額 35,216,080,300円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日

[ご参考] 1株当たり年間配当金／連結配当性向



注) 2024年1月1日付で1株を4株に分割する株式分割を実施しました。これに伴い、それ以前の配当についても株式分割後の基準で表示しています。

2. 別途積立金の積立に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 21,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 21,000,000,000円

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役会の監督機能の強化及び構成の更なる多様化を図るため、社外取締役を1名増員することとし、その選任をお願いするものです。

なお、本株主総会において選任いただく取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

当社は、当社グループを十分に理解し、経営に携わる「人格」「能力」「識見」に優れた人材を選任することを前提に、取締役会として備えるべきスキルのバランス及びジェンダーや国際性、職歴、年齢層等の面を含む多様性を確保することを指名方針としています。この方針のもと、取締役会は、事前に過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会に諮問したうえで、取締役候補者を決定しています。

取締役候補者は、次のとおりです。

す な が じゅん こ
須 永 順 子 (1960年9月25日生) 女性



再 任	社外取締役
新 任	独 立 役 員
代表権	指名報酬委員

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	日本電気株式会社入社	2008年11月	同社シニアダイレクター
1993年 1 月	NEC Electronics, Inc. (USA) 出向	2016年 6 月	同社副社長
1997年 4 月	クアルコムインターナショナルジャパン (現 クアルコムジャパン合同会社) 入社	2018年 4 月	同社代表社長
		2023年 6 月	同社アドバイザリーチェアマン [現在]

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

須永順子氏は、電気機器メーカーでの通信半導体に関するプロジェクト経験に加え、移動体通信や半導体の設計・開発を行うグローバル企業の日本法人トップとしての豊富な経験と企業経営に関する高い識見を有しています。こうした経験及び識見を活かし、主に経営者としての視点から当社の企業活動全般にわたる的確な助言と監督等の役割を果たし、社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断したため、社外取締役候補者とした。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

- (注) 1. 須永順子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 須永順子氏の所有する当社株式の数は、2024年3月31日現在のものです。
3. 須永順子氏は、社外取締役候補者です。

4. 須永順子氏の選任が承認された場合には、当社は会社法及び当社定款の規定により、同氏との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。須永順子氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。
6. 須永順子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定です。なお、同氏は、2018年4月からクアルコムジャパン株式会社（現 クアルコムジャパン合同会社）の代表社長、2023年6月から同社のアドバイザーチェアマンを務めており、クアルコムグループと当社グループとの間には通信端末機器用チップセットの購入等に関する取引関係がありますが、これらの取引額が同社の親会社であるQUALCOMM, Inc.または当社それぞれの連結売上高に占める割合は、過去3事業年度いずれの事業年度においても1%以下であり、同氏の社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しています。
7. 須永順子氏は、2024年6月4日付でクアルコムジャパン合同会社のアドバイザーチェアマンを退任する予定です。また、同氏は、2024年6月25日開催のTIS株式会社定時株主総会の承認をもって、同社社外取締役に就任する予定です。
8. 須永順子氏につきましては、職業上使用している氏名であることから、上記のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は井上順子です。

ご参考

スキル・マトリックス

取締役会において当社グループの成長戦略の大きな方向性を示し、その妥当性やリスク等を客観的かつ多様な観点から議論し、また、業務執行の状況を適切に監督するためには、取締役会が①～⑤のスキルを備える必要があると当社は考えています。

- ① グローバル経営
- ② 営業・マーケティング
- ③ テクノロジー
- ④ 財務・会計
- ⑤ 法務・リスクマネジメント

第2号議案が原案どおり承認可決された場合における、各取締役の備える主なスキルは次表のとおりです。

氏 名	グローバル経営	営業・ マーケティング	テクノロジー	財務・会計	法務・ リスクマネジメント
山 口 悟 郎	○	○		○	○
谷 本 秀 夫	○		○	○	○
触 浩	○		○		
伊 奈 憲 彦	○	○			
嘉 野 浩 市	○	○		○	
青 木 昭 一	○			○	○
古家野 晶 子					○
垣 内 永 次	○	○			
前 川 重 信	○			○	○
須 永 順 子	○	○	○		

第 3 号議案 監査役 3 名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 小山 繁、坂田 均及び秋山正明の各氏の任期が満了いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名	性 別	選任後の予定		
			常勤監査役	社外監査役	独立役員
1	再 任 こ 山 しげる 繁	男 性	○		
2	新 任 き だ みのる 稔	男 性		○	○
3	新 任 こ はら みち え 小 原 路 絵	女 性		○	○

候補者
番号

1

こやま
小山

しげる
繁

(1956年10月6日生)

男性



再任

社外監査役

新任

独立役員

所有する当社株式の数

32,152株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年 3 月	当社入社	2013年 4 月	当社執行役員
2011年 4 月	KYOCERA Fineceramics GmbH (現 KYOCERA Europe GmbH)	2015年 4 月	当社執行役員上席
	取締役社長	2020年 6 月	当社常勤監査役[現在]

監査役候補者とした理由

小山 繁氏は、2011年4月から海外子会社の取締役社長を務め、海外事業に関する豊富な経験と高い識見を有するとともに、2020年6月に監査役に就任して以来、監査役としての職務を適切に遂行していることから、引き続き企業活動全般にわたる的確な監査が期待できると判断し、監査役候補者いたしました。

候補者
番号

2

きだ
木田

みのる
稔

(1970年7月30日生)

男性



再任

社外監査役

新任

独立役員

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年10月	太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所	2004年 6 月	税理士登録
1997年 4 月	公認会計士登録	2006年12月	監査法人グラヴィタス 代表社員[現在]
2004年 1 月	公認会計士 木田事務所 (現 公認会計士・税理士 木田事務所) 所長[現在]	2021年 6 月	当社補欠監査役[現在]

重要な兼職の状況

オプテックスグループ株式会社 社外取締役(監査等委員)

社外監査役候補者とした理由

木田 稔氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見並びに豊富な経験と高い識見を有することから、社外監査役として企業活動全般にわたる的確な監査が期待できると判断し、社外監査役候補者いたしました。

候補者
番号

3

こ は ら み ち え
小 原 路 絵

(1976年11月7日生)

女 性



再 任

社 外 監 査 役

新 任

独 立 役 員

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2002年10月	弁護士登録、京都弁護士会所属 [現在] 御池総合法律事務所入所	2009年 8 月	ニューヨーク大学ロースクール 客員研究員
2006年10月	同事務所パートナー[現在]	2011年 5 月	インディアナ大学ブルーミントン校 ロースクール修士課程修了(LL.M.)

社外監査役候補者とした理由

小原路絵氏は、弁護士としての豊富な経験と高い識見を有するとともに、企業法務をはじめ幅広い法律分野に精通していることから、社外監査役として企業活動全般にわたる的確な監査が期待できると判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の所有する当社株式の数は、2024年3月31日現在のものです。この株式数には、京セラグループ役員持株会における本人の持分を含めています。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。
4. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 木田 稔及び小原路絵の両氏は、社外監査役候補者です。
- (2) 木田 稔氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士として企業会計及び税務に精通していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しています。
- (3) 小原路絵氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として各分野で豊富な経験と高い識見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しています。
- (4) 木田 稔及び小原路絵の両氏の選任が承認された場合には、当社は会社法及び当社定款の規定により、両氏との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。
- (5) 木田 稔及び小原路絵の両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏を東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定です。
5. 小原路絵氏につきましては、職業上使用している氏名であることから、上記のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は越田路絵です。

第4号議案 ≫ 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本株主総会開始の時までとされていますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

なか の ゆう すけ
中野 雄 介

(1969年5月15日生)

男性



補 欠

社外監査役

独立役員

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1998年10月	朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所	2006年 4 月	立命館大学専門職大学院経営管理研究科客員准教授
2002年 4 月	公認会計士登録	2010年 1 月	中野公認会計士事務所所長[現在]
2005年 7 月	清友監査法人代表社員[現在]	2023年11月	清友税理士法人代表社員[現在]
2005年 9 月	税理士登録		

重要な兼職の状況

NISSHA株式会社 社外監査役
株式会社エスケーエレクトロニクス 社外取締役(監査等委員)
三洋化成工業株式会社 社外監査役

補欠の社外監査役候補者とした理由

中野雄介氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見並びに豊富な経験と高い識見を有することから、社外監査役として企業活動全般にわたる的確な監査が期待できると判断し、補欠の社外監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 中野雄介氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中野雄介氏の所有する当社株式の数は、2024年3月31日現在のものです。
3. 中野雄介氏は、補欠の社外監査役候補者です。
4. 中野雄介氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士として企業会計及び税務に精通していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しています。
5. 中野雄介氏が監査役に就任した場合には、当社は会社法及び当社定款の規定により、同氏との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。中野雄介氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。
7. 中野雄介氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定です。

ご参考

【社外役員の独立性に関する判断基準】

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）が以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外役員は独立性を有しているものと判断します。

- ① 当社グループ^{*1}の業務執行者^{*2}
- ② 過去10年間^{*3}において当社グループの業務執行者であった者（社外監査役にあつては、業務執行者でない取締役を含む）
- ③ 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社グループとの取引額が当社または取引先の連結売上高の2%以上の取引先）またはその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（個人の場合は年間1,000万円以上の財産、団体の場合はその団体の総収入の2%以上の財産）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- ⑤ 当社グループの会計監査人に所属する者
- ⑥ 当社グループから多額の寄付または助成（年間1,000万円または寄付先・助成先の総収入の2%のいずれか大きい額以上の寄付または助成）を受けている者またはその業務執行者
- ⑦ 当社の大株主（直近事業年度末における総議決権の5%以上の株式を保有する株主）またはその業務執行者
- ⑧ 当社グループから役員（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社（ただし当該会社が当社グループである場合を除く）の業務執行者
- ⑨ 過去3年間に於いて③～⑧のいずれかに該当していた者
- ⑩ ①～⑨のいずれかに該当する者（重要な地位^{*4}にある者に限る）の配偶者または二親等内の親族
- ⑪ その他一般株主と重大な利益相反を生じさせる事由がある者

(注) *1 当社グループ … 当社と当社の子会社をいう。

*2 業務執行者 … 業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（従業員）をいう。

*3 過去10年間 … 過去10年内のいずれかの時において、当社グループの業務執行者でない取締役または監査役（社外監査役の場合は当社グループの監査役）であった者にあつては、それらの役職への就任の前10年間をいう。

*4 重要な地位 … 役員、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び部長クラス以上の上級管理職にある使用人（従業員）をいう。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

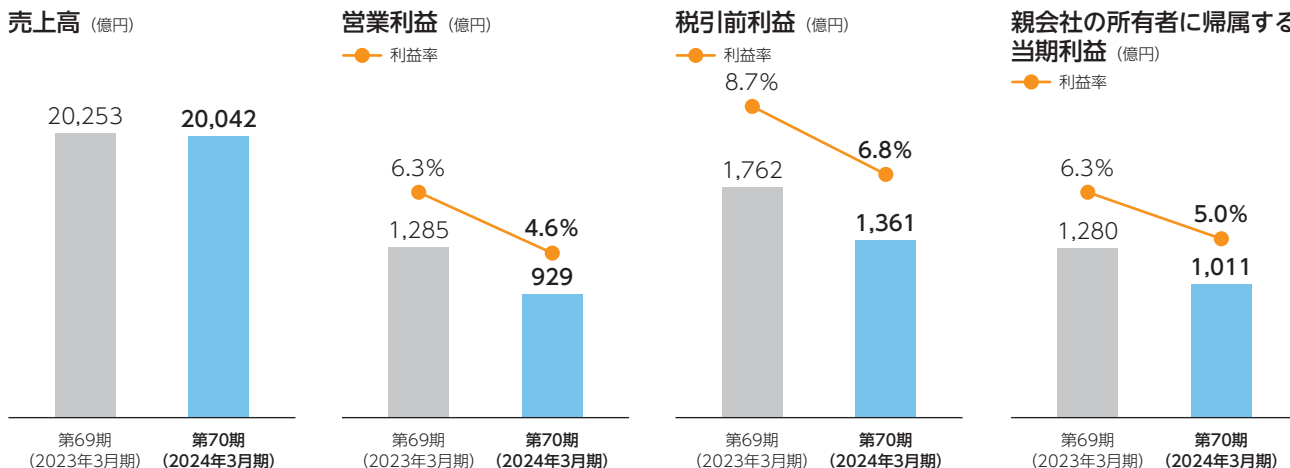
[1] 事業の経過及びその成果

当期において、世界経済は各国の金融政策や地政学的リスクの高まりにより成長鈍化が見られたものの、底堅く推移しました。当社の主要市場である自動車関連市場は受注状況が改善した一方で、半導体関連や情報通信関連市場は依然として在庫調整などの影響があり、回復には至りませんでした。

当期の売上高は、ソリューションセグメントが増収となったものの、コアコンポーネントセグメント及び電子部品セグメントにおいては主要製品の受注減少の影響を受けたことを主因に、前期に比べ211億円（1.0％）減少の2兆42億円となりました。

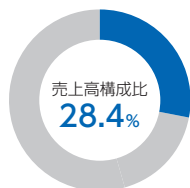
利益は、将来的な生産拡大に向けた積極的な設備投資を継続している一方で、受注減少に伴う生産設備の稼働率低下や、人件費等の増加を主因に減少しました。これにより、営業利益は前期に比べ356億円（27.7％）減少の929億円、税引前利益は401億円（22.7％）減少の1,361億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は269億円（21.0％）減少の1,011億円となりました。

》 連結業績ハイライト

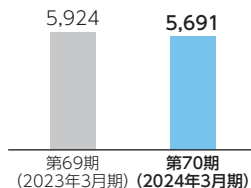


事業セグメント別の状況

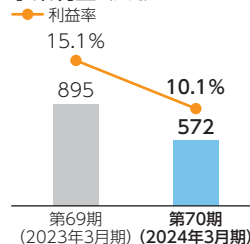
コアコンポーネント



売上高 (億円)



事業利益 (億円)



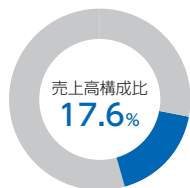
売上高：半導体関連市場向けファインセラミック部品等は増加したものの、情報通信インフラ市場向け有機基板及びスマートフォン市場向けセラミックパッケージの市況軟化を主因に減少しました。

事業利益：比較的収益性が高い有機基板等の販売減少及び半導体部品有機材料事業における減価償却費の増加により減少しました。

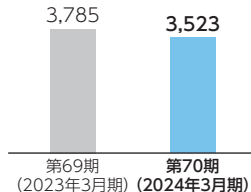
〈主要な事業内容〉

半導体製造装置用部品等の各種ファインセラミック部品や車載カメラモジュール、電子部品やICを保護するセラミック・有機パッケージ等を半導体、産業機械、自動車及び情報通信関連市場向けに展開しています。

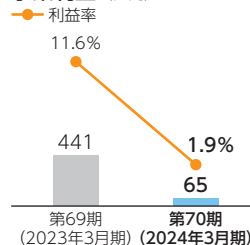
電子部品



売上高 (億円)



事業利益 (億円)



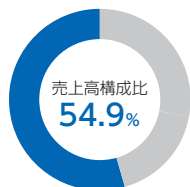
売上高：情報通信及び産業機器市場向けのコンデンサや水晶部品等において、需要は底を打ったものの、在庫調整に伴う低迷を主因に減少しました。

事業利益：減収に加え、稼働率の低下に伴う原価率の大幅な悪化や構造改革費用等の影響もあり、減少しました。

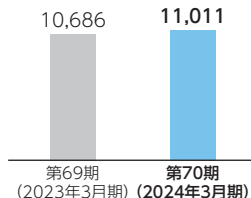
〈主要な事業内容〉

コンデンサや水晶部品、コネクタ、パワー半導体等の各種電子部品やデバイス等を情報通信、産業機器、自動車及び民生関連市場向けに展開しています。

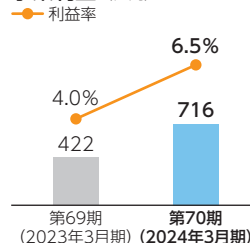
ソリューション



売上高 (億円)



事業利益 (億円)



売上高：ドキュメントソリューション事業、コミュニケーション事業において主要製品の販売増及びサービスの需要増、円安の効果もあり増加しました。

事業利益：ドキュメントソリューション事業等における増収効果に加え、コミュニケーション事業において前期に着手した構造改革に伴い発生した在庫評価減等約80億円の影響がなくなったことを主因に、増加しました。

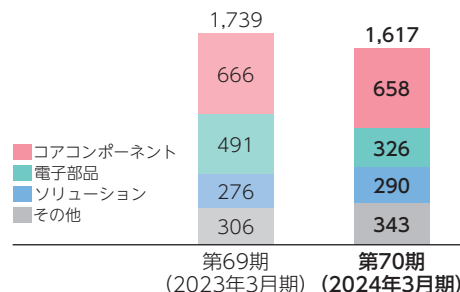
〈主要な事業内容〉

一般向けから各種産業向けの空圧・電動工具や、複合機及び商業・産業用プリンター、法人向け通信端末・サービス、ICTソリューション、エンジニアリングサービス、スマートエネルギー関連製品等の多種多様な製品・サービスを展開しています。

[2] 設備投資の状況

当期は、5Gや半導体関連市場向け製品の需要増へ対応すべく、前期に引き続き積極的な設備投資を実施しました。なお、電子部品セグメントにおいて、前期に生産能力拡大のために海外に工場を建設したことから、当期の設備投資額は、前期に比べ122億円（7.0%）減少の1,617億円となりました。

設備投資額（億円）



[3] 対処すべき課題

AI技術や5G通信技術の進化とともに社会全体のデジタル化が加速しており、今後も半導体関連産業や電子部品産業の更なる拡大が見込まれます。また、技術の進化と併せて、脱炭素等の環境対応や労働人口減少に対する生産現場のスマート化の進展等、様々な社会課題の解決に貢献する技術やサービスへのニーズが高まっています。

当社はこれらの環境変化を事業機会と捉え、当社の強みである幅広い事業領域と多様な技術、強固な財務基盤を活用し、社会課題の解決に貢献する製品やソリューションの展開を通じ、事業拡大を図ります。

① 既存事業の拡大及び新規事業の創出に向けた投資の強化

AIの活用領域拡大に伴い、中長期的に5G/6Gや半導体、モビリティ関連市場での各種製品の需要が見込まれます。これらの市場においては、より高精細、高性能、高品質な製品供給が求められる一方、需要の変動や技術革新の加速化により、生産能力だけでなく、ニーズの変化にタイムリーに対応できる供給体制の構築が必要となっています。当社は高シェア製品を中心に、引き続き国内外において新工場棟の建設を進めるとともに、デジタル技術の活用による生産現場のスマートファクトリー化等の積極的な設備投資を進め、既存事業の拡大に努めます。

また、新製品・新技術開発の促進に向けて、グループ内外の経営リソースの一層の活用による開発力の強化及びスピードアップ、並びに人材育成に努め、事業領域の拡大を図ります。

さらに、長期的な事業成長を支える新規事業の創出に向けた研究開発への投資も積極的に進めています。新素材等の応用展開による様々な領域への新製品開発をはじめ、当社の強みである幅広い技術資産を組み合わせることにより、独自性が高く、社会課題の解決に貢献する新規事業の創出を図ります。

② 収益性向上に向けた事業の選択と集中

当社は、高収益事業の一層の収益性の向上並びに課題事業の収益性改善を図るため、経営陣主導による事業モニタリングを強化し、事業体制や事業領域、製品展開の見直し等を進め、事業の選択と集中に取り組んでいます。

コアコンポーネントセグメント及び電子部品セグメントにおいては、より高収益な事業体制の構築に向けて高付加価値製品等の競争優位領域に注力するとともに、生産性向上に向けたスマートファクトリーの導入や生産管理面でのデジタル技術の活用等による効率化を進めます。

ソリューションセグメントにおいては、保有している様々な技術や製品の融合により、新たな事業モデルを構築するとともに、構造改革を実行することで収益性の改善・向上を図ります。

③ サステナブル経営の推進

当社は持続的な企業運営に向けて、環境や社会課題への対応並びにコーポレート・ガバナンスの強化に取り組めます。

環境面では脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの普及に努めています。自社拠点への太陽光発電システムの設置導入を進めるとともに、地域・社会全体での温室効果ガス排出量削減に向けて、太陽電池、燃料電池、蓄電池の3つの電池を活用した新たなサブスクリプション型の事業モデル等のインフラ構築の促進に取り組んでいます。

社会面では、経営理念である「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」の実現を目指し、社員一人ひとりがいきいきと活躍できるよう、働きやすさの醸成に努めるとともに、DEI（Diversity, Equity & Inclusion）の推進や従業員エンゲージメント向上への積極的な取り組みを進めています。また、特に世界的に意識が高まっている人権問題については、自社だけでなくサプライチェーンにおけるデューデリジェンスを実施する等の対応を進めています。

コーポレート・ガバナンスについては、企業価値向上を目指し、取締役会の更なる多様性や実効性の向上、中長期の事業戦略及び資本戦略に関する積極的な議論等を進めます。また、リスクマネジメント及びコンプライアンスの推進等により、サステナブル経営の実践を図ります。

[4] 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
京セラドキュメントソリューションズ株式会社	12,000(百 万 円)	100.00	プリンター、複合機等の開発、製造、販売並びにソリューションサービスの提供
京セラコミュニケーションシステム株式会社	2,986(百 万 円)	76.64	情報通信サービス等の提供
京セラ(中国)商贸有限公司	10,000(千米ドル)	90.00	セラミックパッケージ、各種電子部品並びに切削工具等の販売
東莞石龍京セラ有限公司	472,202(千香港ドル)	90.00	自動車用部品、切削工具並びにディスプレイ等の製造
京セラ韓国株式会社	1,200(百万ウォン)	100.00	半導体関連部品及び各種電子部品等の販売
KYOCERA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	35,830(千米ドル)	100.00	半導体関連部品、各種電子部品並びに切削工具等の販売
KYOCERA INTERNATIONAL, INC.	34,850(千米ドル)	100.00	各種ファインセラミック部品、半導体関連部品並びにディスプレイ等の製造及び販売
KYOCERA AVX COMPONENTS CORPORATION	1,763(千米ドル)	100.00	各種電子部品の開発、製造並びに販売
KYOCERA INDUSTRIAL TOOLS, INC.	1(米 ド ル)	100.00	空圧・電動工具の販売
KYOCERA EUROPE GmbH	1,687(千ユーロ)	100.00	各種ファインセラミック部品、半導体関連部品並びにプリンティングデバイス等の販売

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

[1] 発行可能株式総数 2,400,000,000株

(注) 2024年1月1日付で実施した株式分割(1株を4株に分割)に伴う定款変更により、発行可能株式総数は1,800,000,000株増加しています。

[2] 発行済株式総数 1,510,474,320株
(うち自己株式数 101,831,108株)

(注) 2024年1月1日付で実施した株式分割(1株を4株に分割)に伴い、発行済株式総数は1,132,855,740株増加しています。

[3] 株主数 84,487名

[4] 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	318,682	22.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	126,782	9.00
株式会社京都銀行	57,745	4.10
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	41,678	2.96
公益財団法人稲盛財団	37,440	2.66
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	27,060	1.92
京セラ自社株投資会	23,735	1.68
JP MORGAN CHASE BANK 385632	21,641	1.54
株式会社三菱UFJ銀行	20,307	1.44
HSBC HONG KONG - TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	20,148	1.43

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

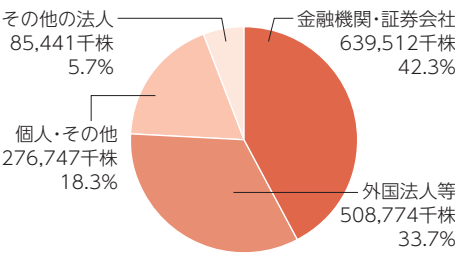
[5] 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付人数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 12,330株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 上記の当社普通株式は、2024年1月1日付で実施した株式分割(1株を4株に分割)前に交付したものであるため、当該株式分割前の株式数で表示しています。また、同株式は譲渡制限付株式報酬として交付したものであり、割当契約で付された譲渡制限の概要は次のとおりです。

- ① 取締役及び執行役員のいずれも退任する日までの間(以下「譲渡制限期間」という)、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- ② 譲渡制限期間の満了等の一定の条件を満たした場合、譲渡制限を解除する。

■所有者別株式分布状況



3 会社役員に関する事項

[1] 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	山 口 悟 郎	
代 表 取 締 役 社 長	谷 本 秀 夫	執行役員社長
取 締 役	触 浩	執行役員常務、コアコンポーネントセグメント担当
取 締 役	伊 奈 憲 彦	執行役員常務、ソリューションセグメント担当
取 締 役	嘉 野 浩 市	執行役員常務、電子部品セグメント担当
取 締 役	青 木 昭 一	執行役員常務、コーポレート担当
取 締 役	古 家 野 晶 子	弁護士、弁護士法人古家野法律事務所社員
取 締 役	垣 内 永 次	株式会社SCREENホールディングス取締役会長
取 締 役	前 川 重 信	日本新薬株式会社代表取締役会長
常 勤 監 査 役	小 山 繁	
常 勤 監 査 役	西 村 裕 司	
監 査 役	坂 田 均	弁護士、御池総合法律事務所パートナー
監 査 役	秋 山 正 明	公認会計士、秋山正明公認会計士事務所代表

- (注) 1. 2023年6月27日開催の第69期定時株主総会において前川重信氏が取締役に新たに選任され、就任しました。
2. 青山 敦氏は、2023年6月27日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しました。
3. 取締役 垣内永次氏は、2023年6月23日付で株式会社SCREENホールディングス代表取締役を退任し、同社取締役会長に就任しています。
4. 当期におけるその他の重要な兼職の状況
代表取締役会長 山口悟郎氏は、KDDI株式会社の社外取締役を務めています。

5. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
- (1) 取締役 古家野晶子氏が社員を務める弁護士法人古家野法律事務所と当社との間に特別な関係はありません。
 - (2) 取締役 垣内永次氏が取締役会長を務める株式会社SCREENホールディングス及び同社の複数の子会社と当社との間には、製品の販売・購入に関する取引関係がありますが、当該取引額が同社または当社それぞれの連結売上高に占める割合は1%未満です。
 - (3) 取締役 前川重信氏が代表取締役会長を務める日本新薬株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
 - (4) 監査役 坂田 均氏がパートナーを務める御池総合法律事務所と当社との間に特別な関係はありません。
 - (5) 監査役 秋山正明氏が代表を務める秋山正明公認会計士事務所と当社との間に特別な関係はありません。
6. 取締役のうち古家野晶子、垣内永次及び前川重信の各氏は、社外取締役です。また、監査役のうち坂田 均及び秋山正明の両氏は、社外監査役です。
7. 監査役 西村裕司氏は、経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 監査役 秋山正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 当社は、取締役 古家野晶子、垣内永次及び前川重信並びに監査役 坂田 均及び秋山正明の各氏を東京証券取引所が定める独立役員に指定しています。
10. 取締役の「担当及び重要な兼職の状況」は、2024年4月1日付で次のとおり異動しています。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	触 浩	執行役員常務、コアコンポーネントセグメント担当兼部品QMS戦略本部長
取 締 役	青 木 昭 一	執行役員常務、コーポレート担当兼関連会社統括本部長

[2] 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第28条または第36条の規定により、社外取締役及び社外監査役の全員との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

[3] 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は填補の対象外とすること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

被保険者の範囲[※]は、当社及び国内子会社（一部子会社を除く）の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、その保険料は当社及び同子会社が全額負担しています。

※ 被保険者の範囲は、これまで当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員としていましたが、契約内容を見直し、2024年1月から当社及び国内子会社（一部子会社を除く）の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員としています。

[4] 取締役及び監査役の報酬等

① 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額	基本報酬		業績連動報酬等 (取締役賞与)		非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
		総 額	支給 人数	総 額	支給 人数	総 額	支給 人数
取 締 役 (うち社外取締役)	429百万円 (42百万円)	202百万円 (42百万円)	10名 (4名)	131百万円 (―)	6名 (―)	96百万円 (―)	6名 (―)
監 査 役 (うち社外監査役)	70百万円 (22百万円)	70百万円 (22百万円)	4名 (2名)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
合 計 (うち社外役員)	499百万円 (64百万円)	272百万円 (64百万円)	14名 (6名)	131百万円 (―)	6名 (―)	96百万円 (―)	6名 (―)

(注) 1. 上記表中の報酬等の総額とは別に、取締役（社外取締役を除く）には使用人兼務取締役の使用人分報酬等として219百万円を支給しています。

2. 当期末現在の人員は、取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役2名）です。
3. 業績連動報酬等として取締役に対して取締役賞与を支給しています。取締役賞与に係る業績指標は親会社の所有者に帰属する当期利益であり、その実績は101,074百万円です。当該業績指標を選定した理由は、配当との連動性を明確にし、株主との利害関係を一致させるためです。取締役賞与の額は、業績指標に基づいて定められた数値に取締役の役位に応じた所定の係数及び業績への貢献度に応じた個人別査定に係数を乗じる方法により算定しています。
4. 当期に係る業績連動型譲渡制限付株式報酬の支給はありません。
5. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しています。譲渡制限付株式報酬の内容は当社の普通株式（譲渡制限付株式）であり、交付の条件及び状況については「③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 □. 決定方針の内容の概要」及び「2 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。
6. 当期に係る基本報酬及び譲渡制限付株式報酬については、取締役会が事前に指名報酬委員会に支給基準や算定方法を諮問して答申を受け、取締役会から委任を受けた代表取締役会長 山口悟郎氏及び代表取締役社長 谷本秀夫氏が当該答申の内容に従って個人別の報酬等の内容を決定しています。委任された権限の内容は支給額・割当株式数等の決定であり、権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や責務の評価を行うには代表取締役会長及び代表取締役社長が最も適しているからです。なお、当期に係る取締役賞与についても、第70期定時株主総会終結後、同様のプロセスで個人別の報酬等の内容を決定する予定です。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

取締役の基本報酬及び取締役賞与については、2009年6月25日開催の第55期定時株主総会において基本報酬の額は年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、取締役賞与の額は年額3億円を上限として当該期の連結当期純利益^{※1}の0.2%以内とそれぞれ決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名でした。

取締役の業績連動型譲渡制限付株式報酬については、2023年6月27日開催の第69期定時株主総会において、評価期間の親会社の所有者に帰属する当期利益の0.2%に相当する金額から金銭により実際に支給する取締役賞与の総額を控除した金額を上限とし、株式数の上限を年70,000株以内^{※2}（社外取締役は付与対象外）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名でした。

取締役の譲渡制限付株式報酬については、2019年6月25日開催の第65期定時株主総会（2023年6月27日開催の第69期定時株主総会において一部改定）において、報酬の額を年額1億円以内かつ親会社の所有者に帰属する当期利益の0.1%以内、株式数の上限を年25,000株以内^{※3}（社外取締役は付与対象外）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は13名でした。

監査役の基本報酬の額は、2009年6月25日開催の第55期定時株主総会において年額1億円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名でした。

※1 国際会計基準（IFRS）の適用により、「親会社の所有者に帰属する当期利益」の表記に変更されています。

※2 2024年1月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を実施したことに伴い、年280,000株以内に調整しています。

※3 2024年1月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を実施したことに伴い、年100,000株以内に調整しています。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）

イ. 決定方針の決定の方法

当社は2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議しています（2023年4月27日開催の取締役会において一部変更）。取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。

ロ. 決定方針の内容の概要

【基本方針】

- ・ 取締役の報酬制度は、当社グループの健全かつ持続的な成長に向け、取締役が能力を遺憾なく発揮し、その役割・責務を十分に果たすことを効果的に促す仕組みとなるよう設計する。
- ・ 取締役の報酬水準は、経営理念の実現のために必要となる優秀な人材の確保・維持に考慮しつつ、外部専門機関による客観的データ等を参照することで適切なものとする。
- ・ 取締役の報酬制度及び報酬水準については、過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、取締役会の決議により決定することで、取締役の報酬決定プロセスに係る高い客観性と透明性を確保する。

【報酬の構成及び割合】

＜代表取締役・業務執行取締役＞

- ・代表取締役及び業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」「取締役賞与」「業績連動型譲渡制限付株式報酬」「譲渡制限付株式報酬」によって構成する。
- ・当社グループの健全かつ持続的な成長のための仕組みとなることが重要であるとの考えから、基本報酬の水準と安定性を重視し、そのうえで株主利益の追求にも配慮し、基本報酬と譲渡制限付株式報酬の割合を定める。また、取締役の役位が上位者である者ほど譲渡制限付株式報酬の基本報酬に対する比率を高める構成とする。
- ・取締役賞与及び業績連動型譲渡制限付株式報酬については、業績を伸長させることに最大限のインセンティブが働くよう、基本報酬または譲渡制限付株式報酬に対する割合に制限は設けない。

＜社外取締役＞

- ・業務執行から独立した立場で職務に当たる社外取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成する。

【各報酬の内容】

＜基本報酬＞

- ・取締役の責務に応じて毎月支払う金銭報酬であり、個々の支給水準については、同業他社の支給水準を勘案のうえ、それぞれの役割に応じて支給額を定める。
- ・年額を12等分して毎月支給する。

＜取締役賞与＞

- ・各取締役の当該事業年度の業績への貢献度に応じて支払う金銭報酬であり、当社グループの年間の企業活動の成果である「親会社の所有者に帰属する当期利益」を業績指標とする。この業績指標に基づいて定められた数値に、取締役の役位に応じた所定の係数及び業績への貢献度に応じた個人別査定に係数を乗じて算定する。
- ・事業年度終了後に年1回支給する。

＜業績連動型譲渡制限付株式報酬＞

- ・短期的な業績の伸長並びに中長期的な企業価値及び株主価値の持続的向上を図るインセンティブを付与するため、各取締役の当該事業年度の業績への貢献度に応じて当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付する報酬であり、業績指標及び算定方法については、取締役賞与と同様とする。
- ・業績連動型譲渡制限付株式報酬は、取締役賞与と同様の算定方法で算定された金額が指名報酬委員会の答申を受け取締役会が定めた一定の金額を超過する場合に、その超過部分について当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付するものとする。
- ・事業年度終了後に年1回付与する。

＜譲渡制限付株式報酬＞

- ・中長期的な企業価値及び株主価値の持続的向上を図るインセンティブを付与するため、当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付する報酬であり、各取締役に対する支給額は役位ごとに設定する。
- ・事業年度ごとに年1回付与する。

【報酬決定プロセス】

- ・取締役会の諮問機関として過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会を設ける。同委員会は、取締役会の諮問を受け、外部専門機関による役員報酬のベンチマーク結果などの客観的データも参照のうえ、各報酬の支給基準や算定方法を含む当社の取締役報酬制度の妥当性を検証し、その結果を取締役に答申するものとする。
- ・取締役の個別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は次のとおりとする。

基 本 報 酬	役位別の支給額の決定
取 締 役 賞 与	業績貢献度に応じた個人別の査定及び支給額の決定
業 績 連 動 型 譲渡制限付株式報酬	業績貢献度に応じた個人別の査定並びに支給額及び割当株式数の決定
譲渡制限付株式報酬	役位別の支給額及び割当株式数の決定

- ・取締役会は、当該権限が代表取締役会長及び代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に各報酬についてその支給基準または算定方法を諮問し答申を受けるものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定をするほか、決定をした支給額及び割当株式数の結果を指名報酬委員会に報告するものとする。

ハ. 当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、あらかじめ指名報酬委員会が各報酬の支給基準や算定方法に関して決定方針に定める内容との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで答申を行い、取締役会の委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長が当該答申の内容に従って決定している（取締役賞与については第70期定時株主総会終結後に決定する予定である）ため、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しています。

[5] 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古家野 晶 子	当期に開催された取締役会13回全てに出席しました。取締役会では、弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、特に法的な観点やダイバーシティの観点から積極的に発言を行い、当社の企業活動全般にわたる的確な助言と監督等の役割を果たしています。 また、指名報酬委員会の委員として当期に開催された委員会3回全てに出席し、客観的・中立的立場で執行役員候補者や取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
社外取締役	垣 内 永 次	当期に開催された取締役会13回全てに出席しました。取締役会では、経営経験者としての豊富な知識と経験に基づき、特に事業戦略・経営戦略の観点から積極的に発言を行い、当社の企業活動全般にわたる的確な助言と監督等の役割を果たしています。 また、指名報酬委員会の委員として当期に開催された委員会3回全てに出席し、客観的・中立的立場で執行役員候補者や取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
社外取締役	前 川 重 信	取締役就任後に開催された取締役会10回全てに出席しました。取締役会では、経営経験者としての豊富な知識と経験に基づき、特に事業戦略・経営戦略の観点から積極的に発言を行い、当社の企業活動全般にわたる的確な助言と監督等の役割を果たしています。 また、指名報酬委員会の委員として取締役就任後に開催された委員会2回全てに出席し、客観的・中立的立場で執行役員候補者や取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
社外監査役	坂 田 均	当期に開催された取締役会13回全てに、また監査役会9回全てに出席しました。取締役会・監査役会では、弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、特に法的な観点から積極的に発言を行っています。
社外監査役	秋 山 正 明	当期に開催された取締役会13回全てに、また監査役会9回全てに出席しました。取締役会・監査役会では、公認会計士としての豊富な知識と経験に基づき、特に財務・会計の観点から積極的に発言を行っています。

4 会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 従来、当社が会計監査を受けていたPwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、同日付で名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しています。

[2] 会計監査人に対する報酬等の額

内 容	金 額
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	200百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	384百万円

- (注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、「当期に係る会計監査人としての報酬等の額」には、これらの合計金額を記載しています。
3. 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）としてIFRSに関連する情報サイトの利用料等を支払っています。
4. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、過年度の監査内容、監査時間及び監査報酬の内訳や推移を確認のうえ、当該事業年度の報酬見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っています。

[3] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合には、監査役会規則に基づき、会計監査人を解任します。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定します。

(事業報告に関する注記)

1. 金額及び株式数は表示単位未満を四捨五入しています。21～23ページに記載の比率は百万円単位で比較した比率で、表示単位未満を四捨五入しています。

2. グラフはご参考として掲載しています。

3. 22ページに記載の売上高構成比の数値合計は、「その他の事業」及び「調整及び消去」（売上高構成比計△0.9%）の項目があるため100%になりません。

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科 目	前 期 2023年3月31日	当 期 2024年3月31日	科 目	前 期 2023年3月31日	当 期 2024年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	1,357,312	1,439,354	流動負債	461,074	470,189
現金及び現金同等物	373,500	424,792	借入金	29,060	9,394
営業債権及びその他の債権	380,972	392,212	営業債務及びその他の債務	203,864	212,133
その他の金融資産	23,402	35,541	リース負債	20,351	24,378
棚卸資産	539,441	540,225	その他の金融負債	4,741	5,934
その他の流動資産	39,997	46,584	未払法人所得税等	17,224	22,530
非流動資産	2,736,616	3,026,022	未払費用	135,836	142,338
資本性証券及び負債性証券	1,508,258	1,640,038	引当金	8,014	8,474
持分法で会計処理されている投資	16,752	15,979	その他の流動負債	41,984	45,008
その他の金融資産	42,567	46,539	非流動負債	584,019	742,329
有形固定資産	587,478	665,990	借入金	107,726	199,760
使用権資産	62,620	82,642	リース負債	52,664	70,659
のれん	271,156	282,879	退職給付に係る負債	8,621	9,138
無形資産	147,782	152,171	繰延税金負債	393,961	441,345
繰延税金資産	39,759	50,774	引当金	10,239	11,594
その他の非流動資産	60,244	89,010	その他の非流動負債	10,808	9,833
資産合計	4,093,928	4,465,376	負債合計	1,045,093	1,212,518
			(資本の部)		
			親会社の所有者に帰属する持分	3,023,777	3,225,595
			資本金	115,703	115,703
			資本剰余金	119,144	118,754
			利益剰余金	1,912,372	1,967,527
			その他の資本の構成要素	969,801	1,166,752
			自己株式	△93,243	△143,141
			非支配持分	25,058	27,263
			資本合計	3,048,835	3,252,858
			負債及び資本合計	4,093,928	4,465,376

(注) 連結財政状態計算書及び連結損益計算書の前期数値はご参考として記載しています。

連結計算書類

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前 期 (自 2022年4月 1日) (至 2023年3月31日)	当 期 (自 2023年4月 1日) (至 2024年3月31日)
売上高	2,025,332	2,004,221
売上原価	1,460,388	1,451,110
売上総利益	564,944	553,111
販売費及び一般管理費	436,427	460,188
営業利益	128,517	92,923
金融収益	52,289	60,839
金融費用	8,245	18,836
持分法による投資損益	695	△526
その他—純額	2,936	1,743
税引前利益	176,192	136,143
法人所得税費用	45,227	31,316
当期利益	130,965	104,827
当期利益の帰属		
親会社の所有者	127,988	101,074
非支配持分	2,977	3,753
当期利益	130,965	104,827

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

京セラ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 村 透
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 健 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京セラ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、京セラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

京セラ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 村 透
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 健 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京セラ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び各監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画及び業務の分担等に準じて、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門及びその他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式も交え出席し、取締役、内部監査部門及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、代表取締役会長及び代表取締役社長と会合をもち、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、監査計画に基づき往査を実施するほか、子会社の監査役等との定期的な会合にて子会社の監査状況の報告を受けるとともに、取締役ともオンライン形式も交え意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて重要な会議にオンライン形式も交え出席し、事業の報告を受け、説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及び子会社の監査役等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査部門及び PwC Japan 有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から

「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討課題については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

京セラ株式会社 監査役会

常勤監査役 小 山 繁 ㊟

常勤監査役 西 村 裕 司 ㊟

監 査 役 坂 田 均 ㊟

監 査 役 秋 山 正 明 ㊟

(注) 監査役 坂田 均及び監査役 秋山正明は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

●事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
●株主確定の基準日	定時株主総会、期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
●定時株主総会	6月
●公告方法	電子公告とし、当社ウェブサイト (https://www.kyocera.co.jp)に掲載いたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告が できない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
●上場証券取引所	東京
●単元株式数	100株
●株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
〈郵便物送付先〉	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
〈電話番号〉	0120-094-777(通話料無料) [受付時間 9:00～17:00(土、日、祝祭日、年末年始を除く)]
〈ホームページ〉	https://www.tr.mufg.jp/daikou/

株式に関するお問い合わせ先

	証券会社とお取引のある株主様	証券会社とお取引のない株主様
・配当金の受取方法の指定、変更 ・単元未満株式の買取・買増請求 ・住所変更など ・マイナンバーのお届出	証券会社	上記の三菱UFJ信託銀行株式会社
・未払配当金の照会、支払い	上記の三菱UFJ信託銀行株式会社	

株主総会会場ご案内図



会場

京都市下京区烏丸通塩小路
下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都
3階「源氏の間」

ご案内

ホテルグランヴィア京都は、
JR京都駅に直結しています。

- ホテル正面(1階)よりお越しの
株主様は**入口A**から
- JR中央改札口よりお越しの
株主様は**入口B**から
- 南北自由通路よりお越しの
株主様は**入口C**から

ホテルグランヴィア京都2階メイン
ロビーにお越しのうえ、エスカレー
ターにて3階「源氏の間」
までお越しください。

- ・本株主総会用の駐車場はご用意していません。公共交通機関をご利用ください。
- ・製品相談ブースを設置いたします（製品展示販売会はございません）。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。



✉@KYOCERA_JP



<https://www.facebook.com/kyocera.jp>

https://www.instagram.com/kyocera_official/

https://twitter.com/KYOCERA_JP/

京セラ株式会社

京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地 〒612-8501
電話：075-604-3500(大代表)
<https://www.kyocera.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。